

第3回 とちぎ健康21プラン推進協議会

会議結果の概要

平成25年7月30日

栃木県保健福祉部健康増進課

○第3回とちぎ健康21プラン推進協議会の開催結果

- 1 日 時 平成25年7月30日（火）14:00～15:30
- 2 場 所 栃木県職員会館ニューみくら207・208号室
- 3 出席者 太田会長、青山委員、石崎委員、井上委員、上原委員、大木委員、大羽委員、小瀬委員、小野里委員、金子委員、菊池委員、久保委員、栗田委員、小林委員、西連地委員、鈴木委員、舘野委員、田村委員、長田委員、松本委員、宮本委員、山口委員、渡辺委員
- 〔県〕名越保健福祉部長、山中次長、近藤次長、ほか

4 概 要

(1) 部長あいさつ

前回の推進協議会におきましては、「健康長寿とちぎづくり推進条例（仮称）」の骨子案につきまして、委員の皆様から、貴重な御意見や御提言をいただきました。

本日の協議会におきましては、これまで委員の皆様からいただいた御意見等を踏まえつつ、作成いたしました「健康長寿とちぎづくり推進条例（仮称）」の素案につきまして御説明申し上げ、本日御了解をいただければ、来月からパブリックコメントを実施したいと考えております。

委員の皆さまには、御提言をいただきますようお願いいたします。

(2) 議事

①事務局から資料に基づき条例の「素案」について説明し、「意見交換」を行った。

②事務局から資料に基づき今後の日程について説明し、「意見交換」を行った。

【条例についての各委員の発言要旨】

〔委員〕

1 総則①のところに県「等」とありますが、この「等」の内容は何を示すのでしょうか。市町村、健康づくり関係者、事業者を指しているのでしょうか。

（事務局）

県等の「等」は、健康づくり関係者、事業者を示し、その後の責務等の「等」は、県と市町村との協力を示します。

〔委員〕

I ②基本理念の二つ目の○と三つ目の○の前段の条文が、同じ文言になっています。具体

的には、②基本理念の○の二つ目と三つ目も「支援」と「社会環境」の文言以外はまったく同じとなっています。骨子案では、そのそれぞれの対象が違うように書いてありましたが、素案ではその二つが一つの理念であるように見えます。この点について説明をお願いしたいです。

(事務局)

健康づくりのイメージ図の健康のボールを押し上げているところが基本理念として文章化したものです。基本理念の一つ目の○は、県民自ら健康づくりに努める〔自助〕示しています。二つ目の○は、県民一人ひとりが実践する生活習慣改善の取組を支援する〔共助・公助〕を示しています。三つ目の○は、県民誰もが自然に健康によい行動（健康づくり）ができるよう社会環境を整備する〔共助・公助〕を示しています。

[委員]

①目的の最後に文章、「県民の福祉の向上に寄与することを目的とします。」とあり、ここは憲法25条のところを意識しているのではないかと思います。

ここでいう福祉は全体のことを言っているのであって、つまり全て包括した福祉を言っているのだと思います。可能であれば、健康づくりというのは、公衆衛生に係る部分なので、憲法25条にも公衆衛生の向上がありますので、福祉と公衆衛生を併記することについてを検討願います。

また、④以降の文章、③、④、⑤、⑥、⑦とあるが、自助公助共助の理念から考えると、③が自助、④が公助になるイメージがあるので、その理念からすると、県の責務というのは最後までいいのではないのでしょうか。

最後に、全般的に学校という場の活動は、県とか市町村また私立であれば事業者で読み込めばいいのですか。

(事務局)

福祉と公衆衛生の併記については、検討させていただきます。

自助公助共助の順番ですが、栃木県の他の条例などを参考にこの順番にしました。

学校は健康づくり関係者に含まれるものと考えています。

[委員]

I 総則③の二つ目の○にある自ら検診を受けて健康状態を把握するということがここに書かれています。状態を把握するということから踏み込んだものを書いてはどうでしょうか。

(事務局)

検診については、IIの③生活習慣病の早期発見、早期治療ということで、県は、市町村、健康づくり関係者、事業者との連携により必要な施策を講ずることとしています。

県民の責務の最初の○に基本理念にのっとり、健全な生活習慣を実践するとしています。

[委員]

IIの④に食塩摂取量とあるが、塩分摂取量の間違いではないでしょうか。IIの⑧の子どもの年齢はいくつからか。

(事務局)

とちぎ健康21プラン(2期計画)でも食塩摂取量ということばを使っています。条文には法律用語として使用可能なことばを使います。

子どもの頃からとは、特に年齢は設定していません。乳幼児期からのということで捉えています。

[委員]

条例が出来上がった後に解説とかリーフレット等を用意しますか。

(事務局)

12月に議決後、4月の施行までに周知ですとか、わかりやすく理解していただけるようなパンフレットを作成するなどしたいと思っています。

5 その他

次回開催 平成25年10月23日(水)

[文責 栃木県保健福祉部健康増進課]